

## 別紙②

### リンクシップ会則

#### 設立主旨

当団体は、社会貢献事業に従事する個人及び、小規模な団体及び法人が、任意で設立した協働体であり、地域の社会的課題に対して、草の根的な活動から一步を踏み出だす為の基礎作りの場としての役割を担う。一個人の力では踏み出せない第一歩を、種々の事業分野であっても、社会貢献事業という同じ目的をもつ会員が集い、繋がり、協働という手法を用いて、確かな機動力を得る為の相互扶助・自助のしくみを作ることを設立主旨とする。

第 1 条 当団体は、LINKSHIP と称する。

但し、リンクシップの標記を用いることができる。

#### (目的)

第 2 条 当団体は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 社会的課題のマーケティングリサーチ・モデリング
2. 社会貢献事業の事務局支援・BPO サービス
3. 会員間の相互扶助システムの構築と運用
4. 上記各号に付帯関連する一切の事業

#### (団体の所在地)

第 3 条 当団体は大分市大字上宗方 7 1 7 - 1 - 8 1 5 を所在地とし事務局を置く。

#### (会員)

第 4 条 当団体の会員は、会の設立趣旨に賛同した不特定多数の社会貢献事業に携わる個人・若しくは任意団体、若しくは法人とする。資格要件は定めない。

#### (会費)

第 5 条 当団体は会費を次のように定め、使途は会則に明記された範囲とし、会員相互の利益向上の目的で運用される。

個人会員		月額	500 円
団体及び法人会員	月商 20 万以下	月額	500 円
	20 万～100 万	月額	1,000 円
	100 万以上	月額	3,000 円

#### (代表権)

第 6 条 当団体の代表はリーダーと称し、会員の互選をもって決められる。

2) 任期は3年とし、会員の互選による再任は妨げない。

(事務局)

第7条 団体所在地を事務局とし、事務局長を置く。事務局長は、当団体の事務管理を遂行し、リーダーにより任命される。

(退会)

第8条 各会員は、自由意志で退会ができる。

(事業年度)

第9条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第10条 本会則に定めのない事項は、すべて会員総会で決定する。

2011年9月1日